○外務省告示第三百九十九号

平成二十三年十二月五日にコトヌで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　番馬正弘在ベナン大使

ベナン側　ナシル・バコ・アリファリ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣

平成二十三年十二月十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四百号

マレーシア政府は、昭和三十四年十二月一日にワシントンで作成された「南極条約」の加入書を平成二十三年十月三十一日にアメリカ合衆国政府に寄託した。よって、同条約は、同日にマレーシアについて効力を生じた。

（平成二十三年十一月十四日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

平成二十三年十二月十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四百一号

平成二十三年十二月五日にダルエスサラームで、タンザニア連合共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　一億五千万円

3　署名者

日本側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　ムスタファ・ムクロ財務大臣

平成二十三年十二月十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○国税庁告示第三十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク	東京都文京区根津一丁目一九番一四—二〇一号	岩永　清滋	平成二十三年十二月十六日から平成二十八年十二月十五日まで
特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所	東京都中野区中央四丁目五四番一一号	飯田　哲也	平成二十三年十二月十六日から平成二十八年十二月十五日まで

○農林水産省告示第二千三百七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	操業期間	船舶の総トン数別の区分	隻数
北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。 一　北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域 二　北海道礼文郡礼文町カランナイ岬突端、北緯四十三度四十三分三十二秒の線と同道小樽市高島岬突端正北の線との交点、同道積丹郡積丹町神威岬突端北西の線と同道寿都郡寿都町弁慶岬突端正北の線との交点、同突端正北の線と北緯四十三度九秒の線との交点、同道久遠、島牧両郡界せたな町茂津多岬突端正西の線と同道奥尻郡奥尻町稲穂岬突端正北の線との交点、同突端正北七海里の点、北緯四十二度二十二分九秒東経百三十九度四分四十七秒の点、北緯四十一度五十七分九秒東経百三十九度四分四十八秒の点、同町青苗岬突端と同道松前郡松前町小島東端とを結ぶ線上青苗岬突端から七海里の点、小島東端、同町松前灯台中心点と青森県西津軽郡深浦町艫作埼灯台中心点正西二十海里の点とを結ぶ線と小島東端と同県北津軽郡中泊町権現埼突端とを結ぶ線との交点、艫作埼灯台中心点正西二十海里の点、秋田県男鹿市入道埼灯台中心点正西二十海里の点、山形県酒田市飛島灯台中心点北西五海里の点、新潟県岩船郡粟島浦村粟島灯台中心点北西十海里の点、同県佐渡市弾埼灯台中心点正北十五海里の点、同市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点及び同県上越市鳥ケ首岬灯台中心点を順次に結ぶ線以東の海域 三　新潟県上越市鳥ケ首岬灯台中心点、同県佐渡市沢崎鼻灯台中心点南西三十海里の点、石川県珠洲市禄剛埼突端北西三十海里の点、同県輪島市猿山岬灯台中心点北西三十海里の点及び同県加賀市加佐岬突端北西三十海里の点を順次に結ぶ線以南の海域 四　北海道松前郡松前町大島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域 五　北海道松前郡松前町小島周囲最大高潮時海岸線から五海里以内の海域 六　新潟県佐渡市佐渡島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域 七　石川県輪島市舳倉島周囲最大高潮時海岸線から十五海里以内の海域	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域においては平成二十四年三月二十日から同年七月五日まで、それ以外の海域においては同年三月二十日から同年七月十日まで。ただし、国際交渉との関連において農林水産大臣がこれと異なる期間を定めた場合には、当該期間とする。	次に掲げる船舶 一　旧トン数適用船舶であって三〇トン以上一五三トン未満のもの 二　旧トン数適用船舶以外の船舶であって三〇トン以上一八五トン未満のもの	三

備考　旧トン数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（同月十八日以降に船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。）をいう。